

農業用古ビニールの回収



6月12日市内一斉に

④運搬、集積時には、雨水がからないようにしてください。
 ※酢酸ビニールやポリエチレンは、ご家庭で焼却処理をしてください。

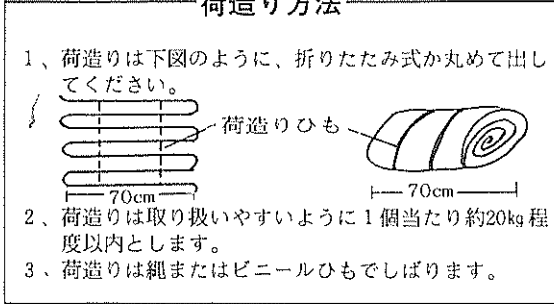
〔産業経済課〕

農家、養まん家の皆さん、今年も六月十二日(火)に「農業用古ビニールの回収」を市内一斉に行います。
 使用済みのビニールは、道端や土手などに捨てないで、回収処理にご協力ください。

古ビニールの出し方

- ①塩化ビニールだけを回収しますので、酢酸ビニール、ポリエチレンなどは混ぜないでください(酢酸ビニールなどが混ざると再生処理が出来なくなります)。
- ②古ビニールは、図のように荷造りして、指定の集積場所へ午前七時から十時までに出示してください。
- ③古ビニールに付いた木片、金属などの混じり物は、完全に取りは

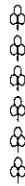
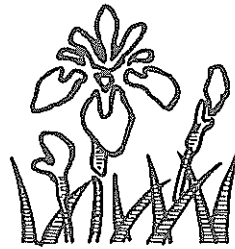
荷造り方法



国民年金

ご存じですか

保険料の『免除制度』



古ビニール集積場所(午前7時~10時までに出示してください)

区域および農協管内	集積場所
南州市農協管内	大 篠、野 田 市農協大篠支所西側(旧本所前)
	日 章 " 日章支所前(田村)
	上倉、久礼田 " 久礼田支所東側空地
	瓶 岩、国 府 " 岡豊支所前
	前 浜 " 前浜集出荷場前
	稲 生 " 稲生支所前
三 和 三和農協野菜集出荷場北側(本村)	
十 市 十市農協購売部前	
十 九 九十園芸集出荷場前	
岩 村 岩村農協露地出荷場東側	
長 岡 長岡農協園芸集出荷場前	

※この集積場所は、6月12日(火)限りのものです。今後の回収については、関係農協(園芸部)の定めたる日時、場所により処理をしてください。

国民年金の強制加入者の皆さんの中で、保険料を納めたくても収入が著しく少なくて納められない方のために、保険料の免除制度が設けられています。

しかし、ただ単に保険料が高いからという理由だけでは免除の承認ができない場合があります。また、任意加入者の免除は認められません。

なお、生活保護法による生活扶助や国民年金の障害年金などを受けている方は、その期間は法的に免除となります。

保険料の免除を受けた期間は、年金を受けるための必要期間に算入されますが、年金額は保険料を納めた期間に比べ三分の一となります。そこで、免除期間については、十年以内ですと、さかのぼって納めることができる追納制度がありますので、経済的にゆとりができたときには、できるだけ追納するように心がけてください。

今年の四月分からの免除を希望する方は、六月末までに申請をお願いします。

申請手続きなど詳しいことは、市民課年金係(☎2111)内線137)までどうぞ。